

ふくいの教育振興推進会議 委員名簿

五十音順・敬称略

委員名	役職
秋田 喜代美	東京大学大学院教授
安達 洋一郎	福井県NIE推進協議会委員
荒瀬 克己	大谷大学教授
石井パークマン麻子	福井大学教育学部学部長
五十川 早苗	松原病院臨床心理士
宇佐美 嘉一	福井県PTA連合会副会長
荻原 昭人	福井県私立学校連合会会長
角野 俊彦	河合塾東日本本部本部長
佐々木 知也	東工シヤッター株式会社代表取締役社長
進士 五十八	福井県立大学学長
釣本 真史	福井県町教育長会会長
中嶋 茂男	福井県文化協議会会長
林 正岳	福井県スポーツ協会副会長
吉川 雄二	福井県都市教育長協議会会長

(14名)

ふくいの教育振興推進会議設置要領

(設置)

第1条 福井県が抱える教育の諸課題に的確に対応するとともに、教育の新たな振興方策等について幅広い見地から検討を行うため、ふくいの教育振興推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 教育基本法第17条第2項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画に関する事項
- (2) その他本県教育の振興方策に関する事項

(組織)

第3条 推進会議は、別紙の委員で組織する。

(役員)

- 第4条 推進会議に、座長を置く。
- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会議を進行し、推進会議を代表する。

(会議)

第5条 推進会議は、教育長が招集する。

(オブザーバー)

- 第6条 推進会議は、オブザーバーとして本県教育関係者を出席させることができる。
- 2 オブザーバーは、座長の求めに応じて意見を述べるることができる。

(審議内容等の公表)

第7条 推進会議は、会議における審議の内容、議事要旨等を、会議終了後遅滞なく、適当と認める方法により、公表する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、福井県教育庁教育政策課において処理する。

(細則)

第9条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要領は、平成30年5月15日から施行する。